

宮崎県における口蹄疫の疑似患畜発生について

1. 口蹄疫とは

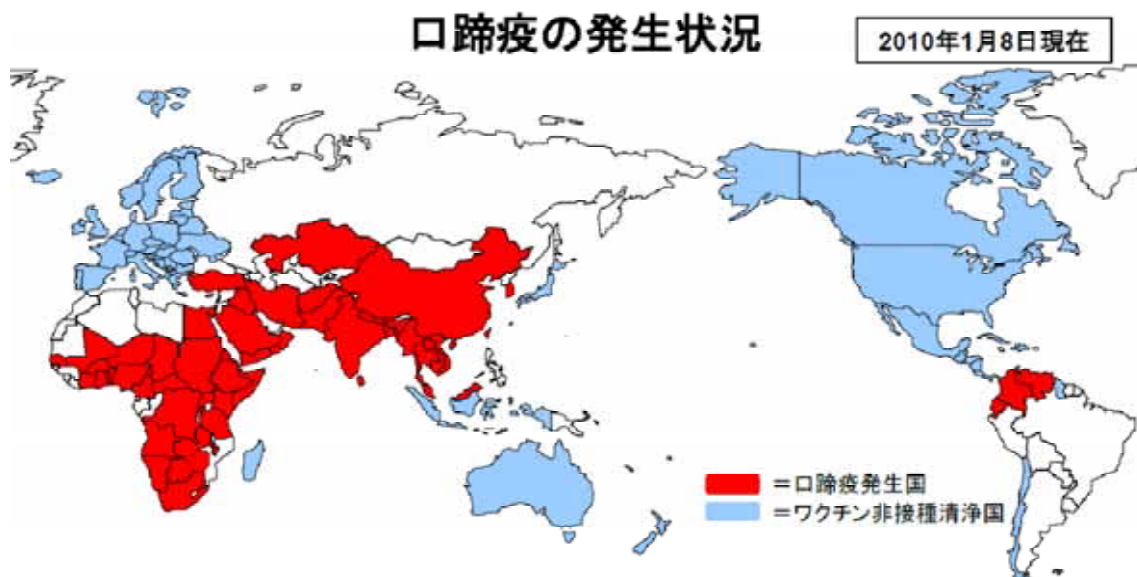
口蹄疫ウイルスが原因の偶蹄類（蹄が二つに分かれている動物：牛、豚など）の病気です。このウイルスは非常に感染力の強いウイルスで、主に感染動物との接触で広がりますが、空気伝播の起こりやすいのも特徴です。

通常感染から1週間、長くて3週間の潜伏期間を経て症状を現します。症状は、40～41度の発熱をし、元気が消失して多量のよだれを流すようになり、口、蹄や乳房などに水疱やびらん（ただれ）ができます。

口蹄疫ウイルスは人に感染することはありません。また、仮に感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体に影響はありません。

治療法はありません。本病は家畜伝染病に指定されており、発生した場合にはと殺が義務づけられています。

2. 世界での発生状況



3 . 日本での発生

日本では、1908年(明治41年)の発生を最後に長く清浄性を保って来たが、2000年(平成12年)に92年ぶりに宮崎県と北海道の4戸で発生し、740頭が殺処分。

2000年発生時の疫学調査では、家畜、人、車輛、風・黄砂、畜産物などの可能性が検討された結果、初発農場で使用されていた中国産麦ワラが他の要因に比べて侵入源として最も可能性が高いと結論。

4 . 今回の発生状況

発生場所、疑似患畜決定日および飼養形態

4月20日	宮崎県児湯郡都濃(つの)町		
繁殖牛農家	1戸(飼養頭数16頭)	疑似患畜	3頭
4月21日	宮崎県児湯郡川南(かわみなみ)町		
酪農・肉用牛複合経営	1戸(飼養頭数65頭)	疑似患畜	6頭
4月21日	宮崎県児湯郡川南町		
肉用牛肥育農家	1戸(飼養頭数118頭)	疑似患畜	3頭
4月22日	宮崎県児湯郡川南町		
繁殖牛農家	1戸(飼養頭数65頭)	疑似患畜	2頭
4月23日	宮崎県児湯郡川南町		
肉用牛一貫農家	1戸(飼養頭数75頭)	疑似患畜	1頭
4月23日	宮崎県児湯郡都濃町		
水牛・豚飼養農家	1戸(飼養頭数44頭)	疑似患畜	1頭
4月25日	宮崎県児湯郡川南町		
肉用牛肥育農家	1戸(飼養頭数725頭)	疑似患畜	4頭
4月28日	宮崎県児湯郡川南町		
肉用牛肥育農家	1戸(飼養頭数1,019頭)	疑似患畜	5頭
4月28日	宮崎県えびの市		
肉用牛肥育農家	1戸(飼養頭数275頭)	疑似患畜	4頭
4月28日	宮崎県児湯郡川南町		
宮崎県畜産試験場川南支場	豚(飼養頭数486頭)	疑似患畜	5頭

および については4月22日に飼養牛全頭の殺処分および埋却を完了から については、殺処分等実施中。



検査の経過

初発の4月20日以降、いずれの検査材料も独立行政法人動物衛生研究所の遺伝子検査で陽性が確認され、家畜伝染病予防法の規定で疑似患畜と決定。

現在、動物衛生研究所でウイルス分離検査による確定診断(1週間程度)実施中で、ウイルスが分離されれば家畜伝染病予防法に基づく患畜。

1例目は、4月23日に抗原検出検査の結果、口蹄疫(O型)の患畜と確定。

宮崎県での措置

4月20日に知事を本部長とする「宮崎県口蹄疫防疫対策本部」を設置。

発生農家から半径10Km範囲を移動制限区域、半径20Km範囲を搬出制限区域と定め、牛を含む偶蹄類動物の移動の禁止措置。

県外家畜防疫員の派遣を要請。

5 . 本県の状況

本県の偶蹄類の飼養状況（平成21年7月1日現在）

肉用牛 93戸 17,644頭

乳用牛 77戸 4,316頭

豚 12戸 10,022頭

本県では、乳用牛および豚は宮崎県からの導入はないものの、肉用牛の黒毛和種10,000頭の中の約4割程度の子牛は宮崎県産とされている。

4月20日以降の対応

畜産農家、市町、関係機関等への衛生情報の発行

- ・第1報 4月20日（火）11時40分
宮崎県での1例目の発生を受け発信。
- ・第2報 4月20日（火）19時55分
宮崎県で移動制限区域等が設定されたことを受け発信
- ・第3報 4月21日（水）11時28分
宮崎県での2例目の発生を受け発信
- ・第4報 4月22日（木）9時30分
宮崎県での3例目の発生を受け発信
- ・第5報 4月23日（金）10時40分
宮崎県での4例目の発生を受け発信
- ・第6報 4月23日（金）15時20分
1例目の発症経過の詳細について発信
- ・第7報 4月23日（金）17時45分
1例目が確定診断により患畜になったことを受け発信
- ・第8報 4月24日（土）9時34分
宮崎県での5例目、6例目の発生を受け発信
- ・第9報 4月25日（日）13時04分
宮崎県での7例目の発生を受け発信
- ・第10報 4月28日（水）11時15分
宮崎県での8・9・10例目の発生を受け発信

宮崎県からは4月18・19日の両日にわたり県内農家6戸へ43頭が搬入され、また、8頭が移送途中、30頭が搬出準備中であることを確認。

搬入済みの43頭については、直ちに家畜保健衛生所職員が6農家を巡回し、臨床検査を実施し異常のないことを確認。(4月20日(火))

また、移送途中の8頭および搬出準備中であった30頭については、4月22日(木)に同じく臨床検査により異常のないことを確認。

さらに、宮崎県内の発症が4月9日であることから3週間の潜伏期間を踏まえ、本県への3月以降の導入牛(12戸190頭)についても4月20・21日に同様の臨床検査により異常のないことを確認。

宮崎県からの派遣要請を受け、家畜防疫員1名を4月27日～30日(4日間)派遣。殺処分作業に従事予定。

4月20日(火)以降の対応については、家畜伝染病予防法に基づき対応するとともに、その他の牛、豚の防疫対策についても、国の通知を受け必要な対応を講じたところ。

今後の対応(県内で発生(疑似患畜を含む。)した場合)

「滋賀県口蹄疫対策本部設置要綱」を制定し体制整備。

4月28日に、関係団体および関係機関に対する説明会を開催。

6. 宮崎県での発生時以降の国の対応

4月20日

赤松農林水産大臣を本部長とする口蹄疫防疫対策本部の設置。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会の開催。

偶蹄類動物及びそれらの動物由来の肉等については、輸出検疫証明書の発行を一時停止。

4月23日

経営維持等のための関連対策決定